**環境影響評価専門委員会会議録**

１　日　時　令和３年２月22日（月）15時30分～16時25分

２　場　所　ウェブ会議の方法により開催

３　出席者

　　　専門委員会委員：相原　嘉之　委員　　乾　　　徹　委員　　岩田三千子　委員

　　内井喜美子　委員　　岡部　寿男　委員　　近藤　　明　委員

嶋津　治希　委員　　西野　貴子　委員　　西村　文武　委員

樋口　能士　委員　　道岡　武信　委員　　山本　芳華　委員

吉田　準史　委員　　若狭　愛子　委員

　　　 大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長　他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

４　議　題

（１）環境影響評価技術指針の改定について（諮問）

（２）今後の進め方について

５　議事録

【司会】　定刻となりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

　本日は委員の方々をはじめ、皆様方におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、大阪市環境影響評価専門委員会事務局の中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の会議は、環境局会議室におきまして、ウェブ会議画面の投影により、公開にて行っております。

　それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長の青野より御挨拶申し上げます。

【環境局長】　大阪市環境局長の青野でございます。

　本日は新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点から、ウェブによる開催となりましたが、委員の皆様方におかれましては、それぞれの場所から環境影響評価専門委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から本市の環境行政の推進に多大なる御指導と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

　さて、気候変動、さらには海洋プラスチックごみによる汚染など、地球環境の危機が問題となる中、昨年2020年には地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定の本格運用が開始されました。さらには、アメリカがパリ協定に復帰するなど、環境面においても国際的に社会変革に向けた機運が高まっております。

　我が国におきましても、菅首相の強いリーダーシップに基づいて、産業構造や経済社会の変革を通じまして、2050年カーボンニュートラルをめざすこととされております。本市におきましても、経済、社会、環境の統合的な向上を掲げまして、令和元年12月に大阪市環境基本計画を改定いたしまして、新たにSDGs達成に貢献する環境推進都市をめざすこととしております。

　また、大阪府とともに国のSDGs未来都市の選定を受けまして、2025年開催の大阪・関西万博をインパクトといたしましたSDGs先進都市の実現に向けまして、海洋プラスチックや気候変動の問題解決に向けた環境技術イノベーションの促進などに取り組んでいくこととしております。

　そのような中、本市の環境影響評価制度は、環境基本計画の目標達成に資することをめざすこととしており、関西万博をはじめ市域の大規模開発などにおきまして、まちのレジリエンスの向上や先進的なエネルギーシステムの導入など、SDGs達成に向けた取組が重要となってございます。

　このようなことを踏まえまして、本日は環境影響評価技術指針の改定について御審議いただくこととしております。委員の皆様には、それぞれ御専門の見地から御忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、委員会開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】　続きまして、御出席いただいております委員の皆様のお名前を御紹介いたします。

　近藤会長、樋口会長職務代理、相原委員、乾委員、岩田委員、内井委員、岡部委員、嶋津委員、西野委員、西村委員、道岡委員、山本委員、吉田委員、若狭委員、以上14名の委員の皆様に御出席をいただいておりまして、映像と音声により委員御本人でいらっしゃること、委員間で映像と音声が即時に伝わることを、会長においても御確認いただいております。

　また、大阪市環境影響評価専門委員会規則第５条第２項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

　続きまして、大阪市からの出席者を御紹介いたします。

　開会の御挨拶をいたしました環境局長の青野、環境局理事兼エネルギー政策室長の堀井、環境管理部長の池上、環境影響評価連絡会の７部局から関係課長が出席しております。

　引き続き、資料の確認をさせていただきます。事前にメールにてお送りしております「次第」、次に資料１の「環境影響評価技術指針の改定について」、資料２の「今後の進め方について」、そして参考資料といたしまして、大阪市環境基本計画、環境影響評価技術指針の計５点でございます。お手元にございますでしょうか。

　ここで議事に入ります前に、ウェブ会議を進めるに当たり、御留意いただきたい事項につきまして、御説明をさせていただきます。

　まず、マイクでございますが、御発言いただくとき以外は、オフにしていただきますようお願いいたします。次に、御発言いただく際には、マイクをオンにしていただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

　それでは、これ以降の議事につきましては、近藤会長にお願いしたいと存じます。近藤会長よろしくお願いいたします。

【近藤会長】　近藤でございます。では、始めさせていただきたいと思います。

　それでは、本日の議事に入らせていただきます。先生方にはお忙しい中、本日の専門委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

　さて、本日の議題につきましては、環境影響評価技術指針の改定についての諮問でございますので、まず大阪市からの諮問を受けたいと思います。

【事務局】　それでは、諮問をさせていただきます。

　大環境第e-673号　令和３年２月22日　大阪市環境影響評価専門委員会会長　近藤明様

大阪市長　松井一郎　環境影響評価技術指針の改定について（諮問）

　標題について、大阪市環境影響評価条例第６条第３項の規定に基づき、貴専門委員会の意見を求めます。

　諮問理由　環境影響評価技術指針は、大阪市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価等が科学的知見に基づき適切に行われるために必要な技術的事項として、平成11年４月に策定したもので、平成18年６月には対象事業の計画に当たって事業者が検討すべき「環境配慮事項」を新たに追加するなど、適宜改定を行っております。

　本市では、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」の採択など、国際的な潮流を背景として、令和元年12月に「大阪市環境基本計画」を改定し、SDGs達成に貢献する環境先進都市の実現をめざすことといたしました。

　本市の環境影響評価制度は環境基本計画の目標達成に資することをめざしており、SDGs達成への貢献を開催目的とする大阪・関西万博をはじめ、市域の大規模事業における環境配慮の中にSDGsの考え方を活かしていきたいと考えております。

　こうしたことから、事業者が配慮すべき事項の追加など、環境影響評価技術指針の改定について、技術的・専門的な見地から御意見いただきたく、貴専門委員会に諮問いたします。

　以上でございます。

【近藤会長】　ただいま市長から環境影響評価技術指針の改定につきまして、諮問を受けたところでございます。委員の皆様には、これから御検討をよろしくお願いいたします。

　それでは、当技術指針の改定について、事務局から説明をしていただきたいと思います。では、事務局よろしくお願いいたします。

【事務局】　それでは、資料に従いまして、御説明を申し上げます。

　資料１の環境影響評価技術指針の改定についてという資料をお開き願います。

　まず、開いていただきますと、環境影響評価技術指針の改定の背景、目的についてでございます。諮問理由は諮問の際にも触れましたけれども、環境影響評価制度は環境基本計画の目標達成をめざして行うものとしてございます。その環境基本計画が改定されまして、新たな目標としてSDGs達成に貢献する環境先進都市をめざすということが掲げられましたことを背景といたしまして、環境影響評価制度におきましても、SDGsの考え方を活かすことにより、万博をはじめ市域の大規模開発などに当たりまして、事業者のSDGs達成に寄与する取組を促進するため、今回、環境影響評価技術指針を改定するということといたしたわけでございます。

　その環境基本計画の改定ぶりにつきまして、次の資料で御説明申し上げます。

　環境基本計画とは、本市の環境施策のマスタープランでございまして、本市の各部局が定めます分野別、あるいは課題別の計画に位置づけられました施策や事業を環境という切り口で整理をしたものでございます。環境面からSDGs達成に貢献するということをめざしてございます。

　施策体系でございますけれども、中央の３つの柱立てのうち、例えば低炭素社会の構築に資する施策といたしましては、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用や、国産木材の利用に加えまして、気候変動への適応に関する取組、また低炭素型交通システムの変革といたしましては、次世代型自動車の導入や自転車の活用に至るまで、様々な取組を追加してございます。

　また、循環型社会の形成では、プラスチックごみや食品ロスの削減といった内容を新たに盛り込んでございます。

　このような環境基本計画に新たに盛り込まれました施策を踏まえまして、技術指針の改定を行いたいと考えてございます。なお、図の一番下にございます全ての主体の参加と協働、この上にいろいろな事業が成り立つものであるとしまして、この１つには環境影響評価によります環境配慮の推進も位置づけられてございます。

　環境配慮技術指針の現行のものにつきまして御説明申し上げます。

　次のスライドですけれども、環境影響評価技術指針とは、環境影響評価が科学的知見に基づき適切に行われるよう、技術的な事項として市の条例に基づいて策定したものでございます。この技術指針の中で環境配慮事項と環境影響評価項目というものを定めてございます。

　まず、環境配慮事項でございますが、こちらは事業者が事業計画の段階で環境に配慮すべき事項を定めたものでございます。

　ここで恐れ入りますが、参考資料の２として御用意させていただいております環境影響評価技術指針をお開き願います。

　ページは10ページをお開きください。技術指針の10ページには、環境配慮事項を記載してございます。１番の「周辺との調和」から、２番「循環」というふうに、それぞれの項目につきまして、環境に配慮すべき事項を記載してございます。

　右側にありますのは、対象となる事業の種類の区分を示してございまして、面整備とありますのは、例えば開発事業ですとか、あるいは飛行場というふうなものがこれに当たります。

　循環のところを御覧いただきますと、２－１にはリユース・リサイクルに努めるべきこと、また残土の有効利用についての記載がございますし、次の11ページには３の生活環境として、大気・水質・底質などについての記載がございます。

　自動車交通による環境影響の低減について書いたものもございますれば、そのさらに下を御覧いただきますと、低公害な車の導入、またその下にいきますと大気汚染や水質汚濁の回避・低減、その下、工事計画につきましては、影響の少ない工法の採用ですとか、低公害型建設機械の採用などについて記載がございます。

　その下を御覧いただきますと都市景観があり、またヒートアイランドについての記載もございまして、ここには緑化の推進についても記載がございます。

　12ページ以降も引き続き縷々ございまして、13ページには６番の環境負荷まで、いろいろな多岐にわたります環境配慮事項を求めてございます。

　一旦、資料の１にお戻りいただきます。

　スライドですけれども、環境配慮事項の抜粋を中段に御用意してございまして、今申し上げました環境配慮事項の３番「生活環境」について、ここでは抜粋して掲載してございます。

　事業者は交通計画や施設計画などを具体化していく段階で、これらの環境配慮事項について検討を行い、計画に反映していくこととなります。このように作成されました事業計画に従って事業を行った際に考えられます環境影響を予測・評価する、その項目がその右側にあります環境影響評価項目ということで、22項目がございます。

　次のスライドで、その手続の流れをお示しします。スライド５でございます。

　３番「環境影響評価の流れ」というところでございますけれども、図の中央にあります横長の点線の枠囲みを御覧ください。先ほど申し上げました環境配慮事項に従いまして、具体的な配慮の内容、例えば省エネ、残土の抑制、緑化などがございますけれども、こうした内容を検討して事業計画に反映をしてまいります。

　その下に３本矢印がございまして、その先には、この事業計画のとおり事業を行った場合に環境に与える影響について調査・予測の対象となる評価項目を選定、これに従い評価・予測を行う。その結果、方法書や準備書を作成していくというふうなことになります。

　評価項目につきましては、環境影響評価技術指針の規定がございますので、また資料の参考２で御説明申し上げます。

　17ページをお開きください。参考資料の２の17ページには、第２章といたしまして、各環境影響評価項目の調査手法、予測手法について記載がございます。

　まず、第１の大気質でございますが、細項目ということで、それぞれ枠囲みの中にあります物質ごとの規定がございます。下には一般環境に係る現況調査ということで、さらにページを送っていただきまして18ページには、中段、現地調査の手法についての記載がございます。

　さらに19ページからは、３番といたしまして、沿道環境に係る現況調査の考え方などが記載ございます。

　21ページをお開きいただきますと、中段に現況調査結果のまとめということで、現況調査の結果について整理の仕方をまとめてございます。

　22ページには、６番といたしまして予測についての記載があり、23ページにはその手法が書いてございます。

　24ページには、予測結果のまとめがあり、最後、25ページにはその評価について、その観点を記載してございます。このように大気質や水質、地球環境に至るまで、22の項目それぞれに予測の仕方、あるいは評価のやり方を書いてございます。

　スライドに戻っていただきますけれども、このようにして規定がありまして、この規定に沿って予測・評価された結果を方法書や準備書に取りまとめられ、専門委員会ではこれを部会などで御議論をいただき、審議を経まして、答申を経て、市長が事業者に意見を述べるというのが環境影響評価の流れでございます。

　ここで環境配慮事項と環境影響評価項目との関係に限って言いますと、専門委員会では、環境配慮事項に従って検討された取組内容、この結果を評価項目に照らして審査をいただいていると言えます。ここまでが環境影響評価技術指針の概要と、その手続の流れでございます。

　ここからは、環境影響評価技術指針にSDGsの考え方を盛り込むための考え方につきまして、御説明をいたします。

　スライド４－１を御覧ください。事業者にSDGsの達成に資する取組を促していくためには、環境影響評価のベースということで資料には書かせていただいておりますが、事業計画に直接働きかけることが効果的と考えられ、環境配慮事項の中にSDGsに関する新たな取組を盛り込んでいくということが考えられようかと思います。

　例えば下の図にございますように、施設計画で国産木材を使う、あるいは廃棄物の処理計画において、プラスチックごみの削減といったSDGsの達成に資する取組を求めますと、事業者はこの具体的な検討を行うことになり、その取組の成果は右側のオレンジの部分でございますが、評価項目として大気質・騒音・地球環境などの環境要素の切り口で評価されるというものでございます。

　他方、評価項目、すなわち評価の物差しにSDGsという新たな指標を設けるという方法についても検討いたしました。資料の右側にはSDGsのゴールを示してございますが、健康と福祉や経済成長、イノベーションなど、SDGsの概念が分野横断的であり、こうしたゴールごとの予測や評価の手法を、先ほど指針を御覧いただきましたような方法や評価のやり方を規定するということが困難であること。また、現行の大気質や水質などの評価項目との関連を整理することも複雑を考えられ、SDGsのゴールを評価項目として新たに設定するということは難しいと考えました。

　こうしたことから、一番下にございます改定方針案でございますが、事業計画の際に検討する環境配慮事項にSDGsの達成に資する取組を盛り込んではどうかと考えてございます。

　次のページでございます。スライド４－２ですが、ここからはSDGsの貢献に向けて追加すべき環境配慮の考え方について御用意いたしました。

　赤く太字で書いておりますところが、いずれも新たに環境基本計画に位置づけられました施策を踏まえて、追加すべきと考えられる内容をお示ししてございます。例えば一番上、革新的技術の導入、これを新たに追加することで、ゴールの８番、経済成長や９番のイノベーションへの貢献が考えられます。

　また12番、消費と生産については、食品ロスやプラスチックごみ対策に関する内容を新たに盛り込み、また３番、健康と福祉につきましては、ヒートアイランド対策としてのクールスポットの創出ですとか、あるいは高齢者などを含めた歩行者の交通安全、自転車利用の促進、次世代自動車の導入などを盛り込むことが考えられます。

　また、７番のエネルギーでは、水素や燃料電池、次世代エネルギーの活用やデジタル技術の活用などが盛り込まれると考えられます。

　13番の気候変動対策については、これまでは省エネなど温室効果ガスの排出抑制に関することが中心となっておりましたが、建築物の外皮性能の向上や国産木材の利用など、また自立・分散型エネルギーの導入や浸水対策など、気候変動への適応策についても新たに盛り込むことが考えられます。

　このようにSDGsの考え方を環境という切り口で導入していく、環境配慮の中にSDGsの視点や考え方を盛り込んでいくというふうなことが考えられようかと思います。

　最後に、スライド４－３でございますけれども、こちらは先ほどの環境配慮事項の盛り込むべき追加案の再掲になりますけれども、改定骨子案ということでお示しをしてございます。環境基本計画や本市各部局の関連計画をもとに事務局のほうで新たに追加すべき内容というふうなことでお示しをしてございます。

　６番ですけれども、これまでは「環境負荷」というふうになってございましたが、気候変動適応策を加えることで、「地球環境」という名称に、また革新的技術の導入につきましては、現行の区分にふさわしいところがないというところで、新たに「次世代への貢献」ということで設けてもよろしいかと考えてございます。

　以上が環境影響評価技術指針の改定に関する基本的な考え方でございます。本日は項目のみの提案とさせていただいてございますけれども、本日以降、御審議を深めていただきながら、環境影響評価技術指針の中には現行と同様に、例えば「○○に努めること」というふうに配慮を求めるべき明文化をしてまいりたいと考えてございます。

　以上でございます。御審議いただきますようによろしくお願い申し上げます。

【近藤会長】　どうもありがとうございました。

　ただいまの説明にありましたように、技術指針の中の環境配慮事項にSDGsの達成に資する取組を追加すると、こういうような内容でございます。この配慮事項には施設計画や交通計画など、事業計画の中で配慮すべき事項が定められており、これに従って配慮される内容は方法書等の手続において環境に与える影響として予測され、我々専門委員会が審査していくということですので、この改定方針については、私としては特段異論はないように考えています。

　改定の骨子案の、先ほどのスライドの４－２と４－３に配慮事項の追加イメージが赤色の文字で示されておりますので、この委員会ではここにどういうふうな内容を追加していけばいいか、これでいいのかどうかということを論点にしていただければと思っております。

　SDGsの考え方というのは非常に幅広くて、複数の評価項目にまたがる内容も多いと思いますので、個々の部会で議論するというよりは、この全体の会議の場で議論いただいたほうがよりいいのかなというふうには考えています。こういうような考え方に基づいて委員の皆様には、御専門の立場から、この赤色の文字ですけれども、追加すべき事項、あるいはここはおかしいのではないかとか、いろいろな御意見、御質問について御審議していただければと思います。

　ということで、ただいまから各委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思いますので、もし御意見ございましたら、マイクをオンにして、名前を言って発言していただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか、どなたか。

【岩田委員】　すみません、岩田三千子です。よろしいでしょうか。

【近藤会長】　はい、お願いします。

【岩田委員】　細かいことで申し訳ないのですが、資料１の４－３、８ページですね。資料１のスライドの改定骨子案のところ。SDGsゴールの４つ目の「健康と福祉」というところなのですけど、その３つ目のところに「高齢者等を含む歩行者等の交通安全」という記述があります。国のほうでは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というのがありまして、高齢者だけを表に出すというのは、少し時代に逆行しているかなと思いまして、高齢者、障害者という「障がい者」をぜひ入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【事務局】　ありがとうございます。表現が足りなくて、失礼いたしました。「等」としてございますのは、まさしく今先生おっしゃったように障がい者を意味しておりまして、それをしっかり表現するように改めさせていただきます。

【岩田委員】　お願いいたします。

【事務局】　ありがとうございます。

【近藤会長】　ありがとうございました。

　ほか、どなたかいらっしゃらないでしょうか。

【岡部委員】　岡部ですけど、よろしいでしょうか。

【事務局】　はい、お願いします。

【岡部委員】　今回の改定の趣旨とは直接関係ないのですが、時代の流れに合わせてということで、私が主に担当しております電波障害、これもテレビジョンに対する影響ということがずっと書かれているのですが、最近ですと衛星放送についても考慮する必要があるということで、そこをどういう形で盛り込んだらいいのか、議論の余地はあるかと思いますが、皆さん衛生を見られなくなると影響があるということなので、ちょっと付け加えることを御検討いただきたいというふうに考えております。

【近藤会長】　事務局のほう何か御意見ありますでしょうか。

【事務局】　また相談させていただきながら検討させていただきたいと思いますので、また御指示をよろしくお願いいたします。

【岡部委員】　よろしくお願いします。

【近藤会長】　はい、ありがとうございました。

　では、ほかにどなたかいらっしゃらないでしょうか。

【乾委員】　すみません、大阪大学の乾と申します。

【近藤会長】　はい、お願いいたします。

【乾委員】　確認なのですけれども、このスライドに上がっている項目ですが、考え方としては賛同はするのですけれども、項目としてはこんなものが足らないですよと、そういうレベルの議論をここでするという理解でいいのでしょうか。いろいろ概観してみると、例えばデジタル化とかは、エネルギーだけじゃなくてほかのところとも関係しそうな気もしますし、今日の議論で項目としては確定をさせるという位置づけなのでしょうか。そこだけ確認をさせてください。

【近藤会長】　進め方にも関係しますので、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】　この項目でございますけれども、改正いたしました基本計画と、その関連計画から事務局が適切と考えられた御提案ということになってございますので、先生おっしゃるように幅広くございますが、事務局の考えといたしましては、内容が環境という切り口で、あるいは環境影響評価という切り口の中で盛り込むことが適当というものでありましたら、その範囲内で追加はしていくべきとは考えております。

　したがいまして、今ここでこれもというふうなことも、先ほどいただいておりますように御意見頂戴しましても差し支えございませんし、また個別も含めまして頂戴できれば、今申し上げました視点の中で合うというものについては、考えていきたいなと考えてございます。

【乾委員】　はい、分かりました。

【近藤会長】　では、ほか何か御意見とかございますでしょうか。

【樋口委員】　今回の環境配慮の考え方なのですけれども、この環境配慮の計画に関して、配慮書というような位置づけにはしないのでしょうか。技術指針なんかを見てみると、準備書作成までに計画案をつくって、場合によっては複数案を考慮するとかっていうようなことが書いてあって、位置づけ的にはいわゆる配慮書に相当するような作業を事業者にしていただくということになると思うのですけど、一旦配慮書という形で提出していただいて、議論の対象にするというような位置づけにはならないのでしょうか。

【事務局】　ありがとうございます。この配慮書の手続につきましては、従前から手前どもも実は検討を重ねてきた経過がございます。先生おっしゃるように技術指針に書いていることには、割と環境影響の配慮書と近しいというふうなところが多々ございます。これを配慮書という手続にまで格上げするかどうかということに尽きるのではないかなというふうに考えてございます。

　国の考え方に照らしますと、例えば事業計画地を計画段階からどうするのかというふうなことが一番代表的な論点になろうかと思いますけれども、例えばインフラ、鉄道をどうするですとかというふうなこと、あるいは公共事業として施設をどこに置くかといったときに、そのルート帯をどうするか、あるいは立地候補をどこにするのかというふうなことがとても親和性の高い議論になろうかと思います。

　この点、大阪市域に照らして申し上げますと、民間事業が対象となることが非常に多くございますということで、この事業立地、計画地の立地について、例えば複数案の検討を求めていくというふうなことを仮に規定したとしても、実際には非常に自由度が限られるといいますか、民有地の中で限られた自由度の中で環境配慮の視点で位置を検討させるというふうなことは、これをルール化した場合、そういう検討がなかなかしにくい、その結果をいただいてまたその検証もしにくいというふうなことになろうかということで、現実的なところでいいますと手続にしてしまわないで、指針の中で検討をして、その結果は方法書にしたためていただくと。そこを今の現行の制度でいいますと、全般的事項というところの中で審査をいただくことは可能ではないかなと、このように考えて今日まで来てございます。

【近藤会長】　樋口先生よろしいですかね。

【樋口委員】　分かりました。今の説明で理解できましたけれども、こういった背景みたいなものも盛り込んでいただいた上で、しっかりと事業計画の中に可能な限り盛り込めるものがあれば、例えば場所の選定とかだけじゃなくて、適正な規模であるなど、そんなことでも配慮できることというのはあると思いますので、配慮書という形の手続を今回は踏まないということに関しては大丈夫なのですけれども、その分、事業計画の中で頑張っていただくということで、できるだけそういうところを文章化していただければと思います。ありがとうございます。

【近藤会長】　ありがとうございました。

　では、ほかの委員の皆様方、何か御意見ございませんでしょうか。

【山本委員】　すみません、よろしいでしょうか、山本です。

【近藤会長】　はい、お願いします。

【山本委員】　今回の改定なのですが、すごく意味のあることだと思っています。環境影響評価技術指針をSDGsそのものの考え方にあわせるというだけではなくて、事業実施のかなり早い段階の中でSDGｓの考え方を法定事務手続の中に入れておくことで、実査に事業が現実化した折に環境に対してSDGｓの考え方に沿った結果を出せるというアプローチがとれるためです。このような点ですごく意味があるなと思っています。スライド４－３の一番最後の８の基本的な考え方のところについて、現在記載されている区分や項目、配慮事項に関して何ら異論はないのですが、今後新しいやり方、方法、配慮事項の内容というようなことも、時代とともにより適切なものが出てくる可能性があるのではないかと思いました。

　実際に今までの委員会で検討する際に、「一番新しい技術」で対応をしてほしいという内容が、多く言及されています。そのため、環境配慮を現在記載されている内容だけに限定しないで、もうちょっと幅広く、各区分もSDGs達成のために効果的なものを選ぶことが可能となるように、幅を持たせるような記述にされるとよいのではないかと個人的には思います。

【近藤会長】　はい、ありがとうございました。事務局、何か御意見ございますか。

【事務局】　ありがとうございます。事務局で１回考えてみたいと思います。

【山本委員】　はい、ありがとうございます。

【近藤会長】　ほか、委員の皆様方何かございませんでしょうか。どうでしょうか。

　では、私も気がついた点をお話しさせていただこうと思うのですが、考え方は非常によくて、これを推進していかなければと思うのですが、少し気になる点が、どこでもいいのですが、例えばヒートアイランド対策のところだと、具体的な人口排熱とかクールスポットという施策が表に出ているわけですが、それ以外にも幾つかの技術があるので、こういうのをあえて２つ表に出すのは、ほかもそういうのがあるのですが、ここら辺の考え方というのはどういう考えで、こういう非常に大ぐくりの中である技術にスポットを当てるというようなことをされているということの考え方を少し教えていただければと思います。

【事務局】　会長御指摘は、参考資料の２で環境影響評価技術指針を今御用意させていただいておりますが、例えばヒートアイランドですと11ページに生活環境の表がございまして、この11ページの一番下に３－６という項目がございます。ここにはヒートアイランドという枠があるのですけれども、現在は人口排熱の低減、放熱の抑制、緑化の推進、水の活用というふうになっている表現がございますけれども、ここの部分をもう少し今先生から御指摘ありましたような技術、あるいは手法を加えていくというふうなことで対応してまいりたいと考えます。

【近藤会長】　分かりました。技術指針のほうには、もう少し詳しく書かれているということですかね。

【事務局】　はい。

【近藤会長】　分かりました。

　ほかにどうでしょうか。ほかの委員の皆様方、何か。

　大体出尽くしたということでよろしいでしょうか。一応タイムスケジュールが大体これぐらいということで、出尽くしたということで、ここで一旦終わらせていただきたいと思います。

　では、幾つか意見が出ましたので、この意見に基づいて、事務局のほうで改正案のたたき台をつくっていただきまして、次回の専門委員会でもう一回議論をさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

【近藤会長】　ありがとうございます。

　それでは、議題の２の今後の進め方について、事務局から御説明をいただきたいと思います。では、事務局よろしくお願いいたします。

【事務局】　では、続きまして、資料の２をお開きください。資料の２では、今後の進め方案ということで、一枚物を御用意させていただいております。

　こちらですけれども、左から順にいきますと、左は本日、今日の全体会となってございます。次回第２回では、ただいま会長から御下命いただきましたけれども、改定案のたたき台を早速作成いたしまして、次回第２回にはこれを御議論いただきたいと考えてございます。会長の御発言にもございましたように、SDGsの内容は複数の評価項目にまたがる内容も多く、個々の部会設置は行わず、全体会の場にて御議論、御審議をいただきたいと考えてございます。

　その後、事務局としましては、この検討結果にもよりますけれども、できましたら３月中に答申を賜れたらというふうに考えてございまして、その後の話を申し上げますと、この大阪市の技術指針は、行政の手続といたしまして、改定案を大阪市が定めます規則等を定める際の意見公募手続を行うことになってまして、30日間の市民意見の公募を経ることになります。

　これを経ますと、スケジュールとしましては、４月頃には改定施行というふうなことを考えてございます。これはまだ日はいつというふうなことではございませんけれども、昨年度から審査をいただいております大阪・関西万博の準備書手続を控えておりますので、この準備書手続に間に合うように、この新しい改定指針の手続を取ってまいりたいというふうなことを考えてございます。

　以上が今後の進め方の案でございます。よろしくお願いいたします。

【近藤会長】　どうもありがとうございました。

　ただいまの事務局から説明がありました内容について、何か質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。万博に間に合わせるというのは、非常に有意義なことだと私個人的には思っています。

　それでは、本日の議題につきましては、以上で終了させていただきたいと思います。

　では、事務局のほうよろしくお願いいたします。

【司会】　本日は、近藤会長をはじめ委員の皆様には、大変お忙しいところ御審議賜り、誠にありがとうございました。これをもちまして本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。